

給付金事業における公的施設の取り扱い

Q 公的施設について、給付金の支給対象となるか？

A 次の①・②に該当する場合は対象になりません

- ① L P ガスの契約主体が国・県・市町村である場合
- ② L P ガス料金に国・県・市町村からの委託費または補助金等が充当されている場合

【ポイント】

- ① について、L P ガスの契約主体が国、地方公共団体の場合は申請できません
- ② について、L P ガス料金に一部であっても公金が充当されている場合は支給の対象外になります

一方、L P ガス料金に公金が全く充当されていない場合、支給の対象に含まれます

<具体例①>

- ・ 施設の運営にかかる国、地方公共団体等からの委託費や補助金の対象にL P ガス料金が含まれておらず、全額、施設の管理者がL P ガス料金を負担している場合

<具体例②>

- ・ 施設の利用者がL P ガス料金を全額負担している場合